

令和6年度 朝日町奨学生募集案内

朝日町では、令和6年度の奨学生を下記により募集します。

1. 奨学金貸与月額及び募集人員

奨学生の区分	貸与月額	募集人数
高等学校	20,000円以内	8人
高等学校以外	40,000円以内	

2. 奨学生の資格

町内に在住する者で、学業、人物ともに優良で、向学心にあふれ、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる方です。

3. 所得の制限（学資の支弁が困難な程度について） 別紙

所得が基準額以下の方でも、応募人数が多数の場合は採用できない場合がありますのでご了承ください。

4. 奨学生の決定及び貸与等

奨学生の決定は、6月の審査会で決定されます。

奨学金の貸与は、決定を受けて、7月に第1期（4～6月）、第2期（7～9月）の6ヵ月分を振り込みします。第3期は10月に、第4期は1月に振り込みをします。2年目以降は、第1期は4月に、以降3ヵ月毎に振り込みいたします。

5. 奨学金返還等

奨学金は無利子です。

借用にかかる連帯保証人は、父母等保護者のうち1名と生計の異なる父母等親族以外の方1名の2名が必要です。返還期間は卒業後1年据置き、100万円以内の場合は8年以内、100万円を超える場合は15年以内となります。

6. 応募方法

奨学金貸与申請書に関係書類を添え（裏面参照）、**5月7日（火）**までに朝日町教育委員会教育文化課へ申し込みください。

7. 奨学金貸与申請書請求先（問合せ先）

朝日町教育委員会 教育文化課（「創遊館」内） TEL 67-3302

朝日町奨学生に応募される方へ

今回、奨学生に応募いただくに当たり、奨学金貸与申請書と共に下記の書類が必要となりますので、取り揃えて提出してください。

1. 奨学金貸与申請書 1通

☆ 連帯保証人2名のうち1名は、家族の方で結構ですが、もう1名はご家族以外で独立した生計を営む成人の方をお願いします。

2. 人物に関する証明書 1通

☆ 卒業学校の証明を受けてください。また、申請時は最初に学校名、住所、氏名を記入の上学校に提出し証明を受けてください。
なお、開封しないで添付願います。

3. 学業成績証明書 1通

☆ 卒業学校の証明書を提出してください。
なお、開封しないで添付願います。

4. 在学証明書 1通

☆ 在学学校（新たに進学した学校）より発行を受け提出してください。

5. 納税証明書及び所得証明書（両保護者） 各1通

☆ 役場税務町民課より交付を受け、ご両親のそれぞれの証明書を提出してください。その際手数料が必要です。

6. 第三者保証人納税証明書及び所得証明書 各1通

☆ 第三者保証人の住所地で交付されます。

7. 写真（上半身ライカ版 3cm×4cm） 1枚

備考：奨学生の決定は審査委員会で審査決定します。

※ 申込期限は、5月7日（火）です。

学資の支弁が困難な程度について

父母の所得または父母が不在の場合は主たる生計者の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する所得（収入が同法第28条第1項に規定する給与等である場合にあっては、その給与等の収入金額（当該金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）について別表第1の年間収入金額に応じ、同表の控除額を減じて得た額）をいう。）の合計額（以下「所得額」という。）から別表第2の区分及び特別の事情に応じ、同表の特別控除額を減じる方法によるものとする。

所得額が、別表第3の世帯人員の区分に応じ、同表の収入基準額以下とする。

別表第1

給与所得の場合の控除額表

年間収入金額	控除額
329万円以下の場合	年間収入金と同じ
329万円を超え400万円以下の場合	年間収入金×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

別表第2

特別控除額表

区分	特別の事情	区 分	特別控除額（単位：万円）			
世帯を対象とする控除	1. 母子、父子世帯であること（父母のいない世帯を含む）		49			
	2. 就学者のいる世帯であること （児童、生徒、学生1人につき） （出願者本人は含めない）	小学校	8			
		中学校	16			
		高等学校	区 分	自宅通学	自宅外通学	
			国公立	28	47	
		私 立	41	60		
		高等専門学校	国公立	36	55	
			私 立	60	80	
		大学(短大含)	国公立	59	102	
			私 立	101	144	
		専修学校	高等課程	国公立	17	27
	私 立		37	46		
	専門課程		国公立	22	62	
私 立	72	112				
3. 障害のある人の世帯であること	障がいのある人1人につき	86				
4. 長期の療養を要する人のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					

	5. 火災・風水害または盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来にわたり、支出増又は収入減になると認められる年間金額
本人を対象とする控除	2. の区分と同じ	

別表第 3

収入基準額表

世帯人員の区分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
基準収入額(万円)	143	229	264	286	307	325	341

世帯員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 16 万円を 341 万円に加算する。